

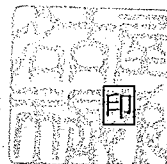
行政文書一部公開決定通知書

29 観名整第 139 号
平成 30 年 3 月 30 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営に関し 瀬口座長が西野所長に送付したメール (平成29年10月13日以降のもの)		
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	平成 30 年 4 月 3 日	午前 4 時 10 分 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	別紙のとおり		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

【行政文書の一部を公開しない理由】

以下の理由により、該当箇所を非公開とします。

- ① 名古屋城総合事務所長及び担当主幹のメールアドレスについては、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)
- ② 個人のメール宛先、メールアドレスについては、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号)
- ③ メールの内容については、公にすることにより特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議等の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)



西野輝一

差出人:

[REDACTED]

送信日時:

2018年1月22日月曜日 21:16

宛先:

[REDACTED]

件名:

[REDACTED]

[REDACTED]

西野輝一様

[REDACTED]

瀬口 哲夫

西野輝一

差出人:

[REDACTED]

送信日時:

2018年1月31日水曜日 22:24

宛先:

[REDACTED]

件名:

[REDACTED]

西野輝一様

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

瀬口 哲夫

行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観名整第 129 号
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 2 月 15 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城に関し、瀬口哲夫氏から送られたメール (平成 29 年 10 月 13 日以降のもの)
名古屋市情報公開条例 第 11 条第 1 項の規定に よる決定期間	30 年 2 月 16 日 から 30 年 3 月 1 日 まで
延長する期間	30 年 3 月 2 日 から 30 年 3 月 30 日 まで
延長の理由	平成 30 年 2 月 定例会開催に伴う一時的な業務量の増大等 のため、期間内に公開決定等を行うことが困難であるた め、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

行政文書公開決定等期間延長通知書

29 観名整第 128 号
平成 30 年 2 月 27 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成 30 年 2 月 15 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城に関し、瀬口哲夫氏に送ったメール (平成 29 年 10 月 13 日以降のもの)
名古屋市情報公開条例 第 11 条第 1 項の規定に よる決定期間	30 年 2 月 16 日 から 30 年 3 月 1 日 まで
延長する期間	30 年 3 月 2 日 から 30 年 3 月 30 日 まで
延長の理由	平成 30 年 2 月定例会開催に伴う一時的な業務量の増大等のため、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481

行政文書一部公開決定通知書

29 観名整第 138 号
平成 30 年 3 月 30 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営に関し 西野所長及び渡邊主幹が瀬口座長に送付したメール (平成29年10月13日以降のもの)		
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	平成 30 年 4 月 3 日	午前 4 時 10 分 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開 しない理由	別紙のとおり		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

【行政文書の一部を公開しない理由】

以下の理由により、該当箇所を非公開とします。

- ① 名古屋城総合事務所長及び担当主幹のメールアドレスについては、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）
- ② 個人のメール宛先、メールアドレスについては、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号）
- ③ メールの内容については、公にすることにより特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議等の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号）



watanabe tatsuya

差出人: watanabe tatsuya [REDACTED]
送信日時: 2018年1月19日金曜日 13:17
宛先: [REDACTED]
件名: [REDACTED]

瀬口先生

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

渡邊

-----Original Message-----
From: [REDACTED]
Sent: Friday, January 19, 2018 10:14 AM
To: "watanabe tatsuya" [REDACTED]
Subject: [REDACTED]

[REDACTED]

watanabe tatsuya

差出人: 西野輝一 [REDACTED]

送信日時: 2018年1月26日金曜日 17:02

宛先: [REDACTED]

件名: [REDACTED]

分類項目: 分類項目 赤

瀬口哲夫 様

[REDACTED]

[REDACTED]

名古屋城総合事務所
所長 西野輝一
Tel 052-231-2486
Fax 052-201-3646

watanabe tatsuya

差出人:

西野輝一

送信日時:

2018年2月6日火曜日 11:01

宛先:

件名:

瀬口哲夫 様

名古屋城総合事務所
所長 西野輝一